

「はい、こちら企業の労働10番です」

電話は、11月末のある日、がん闘病で休職中の従業員さんに関するご相談でした。具体的な相談内容は、以下の通りです。

乳がんを発症し、抗がん剤治療のため休職中の従業員さんが、



河村つぐみ社会保険労務士事務所 所長
名北労働基準協会専門員

社会保険労務士 河村 亜実

治療継続中の退職について

休職期間満了を目前に控え、本
人の体調・意向により、就業規
則に従つて休職期間満了と同時
に退職されるということでした。

厚生労働省では、治療と仕事
の両立支援のためのガイドライ
ン、企業医療機関連携マニュアル、
病院での無料相談会などさ

きたいと思います。

まず、退職後の健康保険加入
について、簡単
に紹介してい

め在職中の健康保険料の2倍支
払うケースが多いのですが、扶
養家族を多く抱えていても支払
う保険料は一定（国民健康保
険料より安くない
ことも想定されます。①か②
の選択肢で迷われている方がい
らっしゃるとすれば、ご自身の
市町村で国民健康保険料を確認



病中の生活保障
加入、そして闘
病中の生活保障
について、簡単
に紹介してい

併せて、闘病中の社会保
障については、国の社会保
险制度からは一番活用しや
すい在職中から受給して

いる健康保険の傷病手当金の繼
続給付（MAX受給日から1年
6ヶ月（暦日）まで）、更に症
状が重いケースでは、初診日か
ら最大1年6ヶ月後の障害認定
日ににおいて障害状態にある場合、

障害厚生年金（厚生年金）や障
害基礎年金（国民年金）を活用
できる可能性があります。障害

年金については、労働に著しい
制限が必要な場合には障害厚生

さまざまなサポート体制を整えて
いるものの、体調が許さずな
かなか復職したくても復職でき
ないという悩みを抱えている方
が多くいるのが現状です。同時に
会社側としても、復職して頂
きたいという強い意思があつて
も、従業員さんの身体がそれを
許さない、その

ような話もよく
聞きます。そん
な復職できずに
やむを得ず退職
に至つてしまふ
従業員さんは、
今後の治療と生
活について、と
ても大きな不安
を抱えていらっ
しゃいます。

②の任意継続加入については、
保険料の会社負担がなくなるた
になること多くみられます。

②の任意継続加入については、
保険料の会社負担がなくなるた
になること多くみられます。

料・治療費を実質安く抑え
られる可能性もあります。
(在職時の報酬等により異
なる)退職後の健康保険へ
の加入は、十分に吟味の上
ご検討ください。

併せて、闘病中の社会保
障については、国の社会保
险制度からは一番活用しや
すい在職中から受給して

いる健康保険の傷病手当金の繼
続給付（MAX受給日から1年
6ヶ月（暦日）まで）、更に症
状が重いケースでは、初診日か
ら最大1年6ヶ月後の障害認定
日ににおいて障害状態にある場合、

障害厚生年金（厚生年金）や障
害基礎年金（国民年金）を活用
できる可能性があります。障害

年金については、労働に著しい
制限が必要な場合には障害厚生

という選択肢に分かれます。通
常の場合何も考えず①、扶養に
入れる方は③を選択されるケ
ースが多くみられますが、扶養家
族を抱えていらっしゃる方、高
所得者であつた方、並びに治療
を受けられる方については、②の
任意継続加入を選択されたほ
うが健康保険料や治療費の削減
になること多くみられます。

してもらい、②の保険料と比較
のうえで、保険加入を決定して
頂くよう推奨してください。

また、何も考えずストレート
に③扶養を選ばれる方もいらっ
しゃいますが、実は②でそのま
ま在職中の保険に任意継続加入
されたほうが、高額療養費の多
数回該当制度に該当し、毎月の
治療費を大幅に削減できる可
能性が高く、任意継続加入して保
険料を払つてでも、毎月の保
険料・治療費を実質安く抑え
られる可能性もあります。

(在職時の報酬等により異
なる)退職後の健康保険へ
の加入は、十分に吟味の上
ご検討ください。

併せて、闘病中の社会保
障については、国の社会保
险制度からは一番活用しや
すい在職中から受給して

いる健康保険の傷病手当金の繼
続給付（MAX受給日から1年
6ヶ月（暦日）まで）、更に症
状が重いケースでは、初診日か
ら最大1年6ヶ月後の障害認定
日ににおいて障害状態にある場合、

障害厚生年金（厚生年金）や障
害基礎年金（国民年金）を活用
できる可能性があります。障害

年金については、労働に著しい
制限が必要な場合には障害厚生



「労働実務専門講座」
基礎法令コース

イラスト・木村武司